

# 守谷市社協非常勤ヘルパー申込書

(申込日) 平成 年 月 日

(※登録日) 平成 年 月 日

守谷市社会福祉協議会長 様

次のとおり非常勤ヘルパーの申込みをいたします。

顔 写 真	住 所	〒		電話相談			
	ふりがな			携帯電話			
	氏 名	印		性 別	男 ・ 女		
	生年月日	S	年	月	日	生	年 齢
緊急連絡先		(携帯電話)					
非常勤ヘルパーとして活動できる時間							
曜 日	月	火	水	木	金	土	日・祝祭日
午 前							
午 後							
資 格(該当する番号に○を付けてください)							
1. 介護福祉士    2. ヘルパー1級    3. ヘルパー2級    4. 介護職員初任者研修 5. その他( ) 上記資格等取得後の実務経験がある場合、経験年数 (      年      ヶ月)							
その他資格免許等		1. 普通自動車免許 2. その他( )					
使用車両・車種名				任意保険加入の有無		有・無	
備 考							

事務局記入	資格修了証	自動車免許	顔 写 真	そ の 他	使用車両	
※チェック						

# 守谷市社会福祉協議会非常勤ヘルパー申込みに際しての注意点

## 1. 守谷市社会福祉協議会(以下、社協)非常勤ヘルパーとは・・・

社協非常勤ヘルパー就業規程に基づき、守谷市社協ヘルパーステーションが介護保険利用者等に対し、訪問介護サービスを提供するために登録し、指示により訪問・サービスを提供する。

## 2. 非常勤ヘルパーの資格

- ホームヘルパー養成研修2級課程、介護職員初任者研修修了以上及び介護福祉士等の有資格者
- 普通自動車運転免許等を有する者

## 3. 非常勤ヘルパーの勤務内容

- 介護保険ならびに障害福祉サービス利用者の生活支援(家事)サービス及び身体介護サービス等訪問先での提供
- 活動毎の訪問活動記録等を記録し、タイムカードを月末に提出
- 月2回程度、ミーティング

## 4. 非常勤ヘルパーの勤務時間 (登録できる時間:午前7時～午後9時)

- あらかじめ登録した時間帯のうち、ステーションからの指示により、原則として、1時間単位でサービス提供する実働時間  
(訪問先までの移動時間等に関する時間は含まない)

## 5. 賃金等について

- あくまで訪問先での実働サービス提供時間数を下記に換算し支給
- サービス1時間あたり 時給950円(交通費も含む)(サービス提供時間分)
- その他、移動手当、研修費、介護交付金等の支給
- 賃金の支給は、月末締めで、翌月15日に支給
- 有給休暇有り(6ヶ月以上勤務後支給)

## 6、非常勤ヘルパーの登録期間

○非常勤ヘルパーの登録期間は、毎年度ごとに1年以内の期間

(ただし、必要に応じて、更新させていただきます)

## 7、交通手段について

○ サービス提供訪問先及びステーション事務局等への移動に伴う交通手段については、非常勤ヘルパーが各自で対応し、サービス提供等にあたる

## 8、保険等について

○ 訪問先において、万が一の事故等について、ステーションで加入する「在宅福祉サービス総合補償」で対応する予定ですが、移動中の事故(車の事故等)について、ステーションでは、補償及び対応ができないため、個人加入の任意保険対応等での対応となる。

登録に際しての注意点を御読みいただき、登録をご希望される方は、

下記の書類等を添えて、守谷市社会福祉協議会までに、提出ください。

### ○ 提出書類

- (1) 本会指定の登録申込書
- (2) 保持資格証書等の写し(運転免許証も含む)
- (3) その他必要と認める書類

### お問い合わせ・提出先

守谷市社協ヘルパーステーション(守谷市社会福祉協議会内)

守谷市大柏954-3 いきいきプラザ・げんき館内

電話 (45) 0088 FAX (48) 5554

申込者に面接日をご連絡しますので、よろしくお願いいたします。

また、登録決定後には、研修を予定しておりますので、必ず参加願います。